



平成 29 年 7 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社 AKIBA ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 下津 弘享
(JASDAQ・コード番号 6840)
問合せ先 取締役管理本部長 五十嵐 英
(TEL. 03-3541-5068)

第 35 回定時株主総会招集等のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 26 日付「第三者委員会の設置及び平成 29 年 3 月期決算発表の再延期並びに第 35 回定時株主総会の延期に関するお知らせ」(以下「当該リリース」といいます。)において公表いたしましたとおり、第 35 回定時株主総会の延期を決定しておりますが、本日開催の当社臨時取締役会において、当該株主総会招集のための基準日等について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 第 35 回定時株主総会の基準日等について

当社は、第 35 回定時株主総会において権利を行使することができる株主を確定するため、平成 29 年 7 月 29 日(土曜日)(ただし、当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は、平成 29 年 7 月 28 日(金曜日))を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その議決権の行使および剰余金の配当の対象となる株主とすることを決議し、以下のとおり当該基準日に関する公告を実施することといたします。

- (1) 基準日 平成 29 年 7 月 29 日(土曜日)
- (2) 公告日 平成 29 年 7 月 15 日(土曜日)
- (3) 公告方法 電子公告(当社ホームページに掲載いたします。)

http://www.akiba-holdings.co.jp/topic/ir/public_notice

2. 第 35 回定時株主総会の開催日等について

開催予定日、開催場所および付議議案等につきましては、決定次第お知らせいたします。

3. 第 35 回定時株主総会の招集等のための基準日変更の理由

当社は、当該リリースにおいて公表いたしましたとおり、当社の連結子会社であります **iconic storage** 株式会社において、当社元取締役による不正行為が行われていたことが発覚したため、社内調査を進め、現在は第三者委員会による調査に移行しております。そのため、平成 29 年 6 月末を予定しておりました第 35 回定時株主総会の招集に着手できず、同株主総会の延期を決定しておりました。

第 35 回定時株主総会の開催日の調整を続けておりますが、本日において、当初基準日(平成 29 年 3 月 31 日)はすでにその有効期間を経過しておりますので、調査終了後速やかに当該定時株主総会を開催できるよう、第 35 回定時株主総会の招集のための新たな基準日を設定させていただくこととしました。なお、新たな基準日の有効期間は平成 29 年 10 月 28 日までとなります。

4. 今後の見通し

第35回定時株主総会の日程につきましては、上記2.に記載のとおり、決定次第速やかにお知らせいたします。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。

以 上